

この時期の手当で年末部分の復活を

12月29日～1月3日は超過密労働で大変だ

この年始からアソシエイト社員、期間雇用社員にも1月2日、3日は祝日給割り増し賃金が支給されることになりました。これは郵政20条裁判をはじめとして、郵政ユニオンが粘り強い交渉を行ってきた成果です。

これを支給する

理由をみると

会社は非正規社員にも祝日給割り増し賃金を支給する理由に、「1月2日及び3日は祝日ではないものの、同業他社を含めた多くの労働者が休日として過ごしている年始期間に勤務する社員の労苦に報いるため、また、これらの社員の一層のモチベーション発揮のため」としています。ここで考えてみると、2018年までは正社員に12月29日～31日は4000円、1月1日～3日は5000円支給されていました。他の職場ではこの期間が休みにしていることや、郵政は超繁忙期間であることから、手当が支給されるのは当然です。それは社員のモチベーション発揮さ

せるためでもあったのです。

最高裁判決で

明確に下されている

郵政20条裁判でも、祝日給



職場からメール

土曜日配達廃止で、「土曜日は休めるようになるからいい」と言っていた人がいました。その人も最近、「先日の月曜日は夜8時までかかった。こんなに酷くなるとは思ってもいなかった」と言うようになっていきます。

割り増し賃金と、年末年始勤務手当が支給されないのは不合理として提訴しました。その結果、最高裁は私たちの訴えを認める判断を下しました。

現在、年末年始勤務手当の年末部分は廃止されていますが、これを復活させ全ての出勤者に手当が支給されるようにしていく必要があります。

10万円支給に思う

政府は18歳以下の子どもに10万円支給します。これには疑問の声が上がっていますが、職場でも「生活が困窮している人は他にも」という。そういうところにも支援をするべきではないか」という声があがっています。

また、これは子育て支援でもあります。子育て支援というならば日本の教育費が高く、その負担は大変です。新聞にも書かれていましたが、フランスでは出産費用は無料、教育費も公立であれば幼稚園から大学まで無料です。子育て支援というなら、それくらいしないと支援とはいえません。